

# 伊佐市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月30日（月）午前9時06分から10時02分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (28人)

会 長 13番委員  
委 員

## 農業委員

- |      |       |
|------|-------|
| 1番委員 | 8番委員  |
| 2番委員 | 9番委員  |
| 3番委員 | 10番委員 |
| 4番委員 | 11番委員 |
| 5番委員 | 12番委員 |
| 6番委員 |       |
| 7番委員 |       |

## 農地利用最適化推進委員

- |        |         |
|--------|---------|
| 1番推進委員 | 9番推進委員  |
| 2番推進委員 | 10番推進委員 |
| 3番推進委員 | 11番推進委員 |
| 4番推進委員 | 12番推進委員 |
| 5番推進委員 | 13番推進委員 |
| 6番推進委員 | 14番推進委員 |
| 7番推進委員 | 15番推進委員 |
| 8番推進委員 |         |

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 5番委員 6番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）  
申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第6号「非農地証明願」について

議案第7号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）に  
ついて

議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」  
に係る決定について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時06分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。  
本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。  
当市も新型コロナウイルス感染者が毎日確認されているような状況でございます。感染対策をしっかりとって活動をお願いいたします。  
本日の議事録署名委員を指名いたします。5番農業委員と6番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから5ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が20件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。  
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。24ページの総括表をご覧ください。期間は1年から10年で、面積は合計394,741㎡で利用権を設

定する者の数は91人、設定を受ける者の数は48人です。土地の詳細については資料6ページから23ページ、番号1番から92番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から9番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。  
整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る5月20日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は33歳です。

渡し人 HKさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は43歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字外一町1062番13、地目は畑、地積は230㎡の所有権移転売買になります。

受人は兼業での新規就農者で総会資料の議案第1号整理番号44番の利用権設定があり、経営面積が6,044㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は譲受人の自宅に隣接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要な書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る5月25日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 Y Tさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 A Yさんは、沖縄県浦添市勢理客に居住される市外住民で、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之元3366番3ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で2,291㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は68,838㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る5月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 K Kさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は73歳です。

渡し人 T Kさんは、鹿児島市西陵に居住される市外住民で、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字小苗代原565番7で、地目は畑、地積は1,460㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は6,291㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約100mに位置しております。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る5月26日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 AHさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は38歳です。

渡し人 AMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字諏訪原4103番1ほか3筆で、地目は田が3筆と畑が1筆、地積は4筆合計で3,903㎡の所有権移転贈与になります。

受人は新規就農者であります。今回取得する面積が3,903㎡であるため取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約150m以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る5月22日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 KSさんは、霧島市国分中央に居住される市外住民で、年齢は68歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字渡田288番2で、地目は畑、地積は2,427㎡の所有権移転売買になります。

申請人は、今回農地付き空き家・空き店舗バンクを利用しての農地取得で新規就農者であります。農業従事者は2名で、経営意欲はありこれから農機具等の購入を予定しているとのこととす。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る5月23日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 KGさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は46歳です。

渡し人 KYさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番309ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で5,020㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、今回の取得する5,020㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名と臨時雇用が2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る5月17日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 HHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字西園3139番で、地目は田、地積は3,077㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は今回取得する面積が3,077㎡であり取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約0.6kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番、9番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番、9番につきまして、去る5月23日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

8番、9番の申請人 NMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は46歳で新規就農者です。

8番の渡し人 MHさんは、千葉県浦安市明海に居住される市外住民で、年齢は55歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田148番1で、地目は田、地積は776㎡の所有権移転売買になります。

9番の渡し人 YHさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字後牟田491番1で、地目は田、地積は2,324㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、今回申請の8番、9番の合計面積が3,100㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

7番農業委員 整理番号5番の報告で空き家バンクの事業で3条申請をされたことは理解しますが、議案第7号と同時に議案として総会で諮られることを関連付けるような表記はできませんか。

事務局 次回から、議案第2号の資料の備考欄に議案第7号と関連する旨を追記するようにします。



議長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番から9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から9番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、9件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る5月23日、申請人の代理人 T行政書士の立会いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請者は、伊佐市大口曾木にお住いの AHさん38歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字諏訪原4103番5で、地目は田、地積は1,704㎡であります。

川西自治会館より南へ約500mに位置し、周囲の状況は、東側は宅地、西側が田、南側が山林及び宅地、北側は畑であり、用途区分変更後に農機具倉庫の建築とロール置場にする計画であります。

この申請は具体的な計画があり、申請地は農用地区域の周辺部であり、用途区分変更により周囲への農地への影響はありません。また、用途区分変更後の申請地は農用地区域内農地に該当しますが、転用目的が農機具倉庫等の建築のため転用可能かと思われま

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において区分変更はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願いたします。報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る5月23日、2番農業委員、11番推進委員と私5番農業委員で、申請人 HIさん立会いのもと、共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 HIさんは、伊佐市菱刈荒田に居住し、年齢は89歳です。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字上キロ1536番1で、地目は畑、地積は653㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農業用倉庫であります。申請地は、昭和40年4月頃、畳床用のわら倉庫として建設し利用してきており、現在は農機具や農業用資材置場として利用されております。

申請地の所在地は、本城小学校から北西へ約1.5kmに位置しており、周囲の状況は、東、南、西側は宅地、北側は田であります。周囲に与え

る影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区意見書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

整理番号2番については、4番農業委員が代理人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、4番農業委員の退席をお願いします。

(4番農業委員退席)

議 長 12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る5月23日、7農業委員と私12番農業委員で、申請人の代理人である Y行政書士の立会いのもと、共同調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住し、年齢は53歳です。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2471番4で、地目は畑、地積は127㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農業用倉庫であります。申請地は平成元年頃から農業用倉庫として利用してきており、始末書が添付してあります。

申請地の所在地は、市役所菱刈庁舎から東へ約2 kmに位置しており、周囲の状況は、東側は住宅、南側は畑、西側は道路、北側は道路であり周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区意見書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。ここで、4番農業委員の入室をお願いします。

(4番農業委員着席)

議長 整理番号3について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る5月23日、1番推進委員、2番推進委員と私1番農業委員で、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、共同調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 UHさんは、伊佐市大口篠原に居住し、年齢は84歳で自治会は舟ノ川です。

申請地の所在地は、伊佐市大口篠原字鴈川1639番で、地目は田、地積は1,523㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっております。転用目的は山林であります。

申請地の所在地は、篠原公民館から東へ約300mに位置しており、周囲の状況は、東側は山林、南側は山林、北側は山林、西側は田であります

が、周囲に与える影響はないかと思われま

す。  
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数3件について、3件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についての整理番号1番については、4番農業委員が代理人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、4番農業委員の退席をお願いします。

(4番農業委員退席)

議長 それでは、整理番号1番について7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月23日、申請人の代理人 Y

行政書士の立会いのもと、12番農業委員、私7番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いのNTさん、年齢は26歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いのNTさん、年齢は53歳です。

本申請は、使用貸借権設定で農地区分は第1種農地で集落接続となっており、転用目的は一般住宅です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2471番2で、地目は畑、地積は653㎡です。転用面積が規定を超えるため理由書が添付されています。

所在地は、市役所菱刈庁舎から東へ約2kmに位置しており、南側は譲渡人の畑、東側は宅地と譲渡人の畑、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区意見書、不動産使用貸借契約書、理由書等が添付されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。ここで、4番農業委員の入室をお願いします。

(4番農業委員着席)

議長 整理番号2番について6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る5月23日、申請人のASさ

んと代理人 T行政書士の立会いのもと、7番推進委員、8番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口下殿にお住いの ASさん、73歳です。

譲渡人は、伊佐市大口上町にお住いの MYさん、82歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は資材置場です。

申請地は、伊佐市大口下殿字山ノ口22番2で、地目は畑、地積は819㎡であります。

所在地は、羽月小学校から北へ約200mに位置しており、南側は宅地、東側は道路、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。転用目的は資材置場ですが、30年前に建てた倉庫が2棟あり平成3年4月より資材置場として使用しているということで始末書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る5月23日、申請人の代理人 O行政書士の立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私11番農業委

員の3名で共同調査をしましたので、私11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦に所在のある L株式会社で一般法人であります。

譲渡人は、大阪市都島区都島南通にお住いの THさんで市外住民であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地で既存施設拡張となっており、転用目的は駐車場です。

申請地は、伊佐市大口目丸字出吉原283番1で、地目は田、地積は443㎡であります。

所在地は、伊佐農林高校から北西へ約500mに位置しており、南側は譲受人の駐車場、東側は田、北側、西側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

整理番号4番、5番について関連がありますので一括で報告をお願いします。8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番、5番(一体事業である)について、去る5月23日、申請人の代理人 Tさんの立会いのもと、13番推進委員、14番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私8番が



報告いたします。

譲受人は、鹿児島市鷹師に所在のある 株式会社Eで一般法人であります。

整理番号4番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いの STさん、年齢は54歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5175番3で、地目は畑、地積は723㎡です。

整理番号5番の譲渡人は、大阪市東淀川区下新庄にお住いの MMさんで市外住民であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5175番1で、地目は畑、地積は621㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

所在地は、まごし館から北西へ約1.5kmに位置しており、北側は転用地と畑、西側は畑、南側は畑、東側は転用地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。パネル設置枚数が288枚で49.5kWの発電量を予定しています。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号4番、5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番、5番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数5件について、5件が処分決定いたしました。

議案第6号

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る5月23日、申請人 KSさんの立会いのもと、2番農業委員、11番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告します。

申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住する KSさんです。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字犬山口1783番2、地目は畑、地積は508㎡です。

申請地の所在地は、本城小学校から南へ約3kmに位置しており、東側は道路と水路を隔てて田、西側は宅地と道路、南側は田、北側は道路と水路であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和50年頃申請人の亡父が自宅火災後に生活の拠点として急いで家屋を建ててしまい、現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、固定資産名寄台帳が添付されています。委員皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」については1件申請のうち1件の非農地証

明が決定いたしました。

議案第7号

議長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について提案いたします。  
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、事務局よりご説明いたします。  
整理番号1番の申請人 KKさんは、伊佐市大口山野に居住されている市内在住の方です。

申請地は、伊佐市大口小木原字渡田288番2、地目は畑、地積は2,427㎡です。

所在地は、春村公民館から南西へ約70mに位置する宅地に隣接する遊休農地になります。令和3年11月26日付けで空き家に付属する農地として下限面積の地番指定を行っていましたが、今回空き家と隣接する農地の売却が決定し、伊佐市空き家・空き店舗バンク実施要項第6条の規定により登録台帳の抹消がありましたので、申請地について下限面積の地番指定を解除するものです。委員皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について決定いたしました。

議長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解

除) について、1 件の申請のうち1 件が決定いたしました。

議案第8号

議長 議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について提案いたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、資料42ページから46ページと本日お配りした資料をご覧ください。

令和3年度の利用状況調査において、再生利用困難な農地となったものが、田が84筆、畑が109筆、計193筆で合計150,746.88㎡でした。これらの再生利用困難な農地につきまして、非農地判断をしてよろしいか、ご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。5月の月例報告をいたします。10日、5月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、会長と事務局職員が出席しております。

23日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第3回農業委員会総会です。

6月の行事予定ですが、6日に6月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。28日が第4回農業委員会総会です。

議 長	<p>月例報告は以上です。</p> <p>その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、あり。)</p>
事 務 局	<p>以上で、令和4年度 第3回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。</p> <p><b>【終了時間 午前10時02分】</b></p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 5 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 6 番 .....